

## 京都市都市計画局参考数量書に関する質問回答の試行要領

### 1 目的

本要領は、都市計画局が所管する建築工事において、適正な数量に基づいた請負代金額で工事請負契約を締結するとともに、公共建築工事の品質の確保をより一層向上させることを目的に、入札時における参考数量書に関する質問回答の試行に関し、必要な事項を定めたものである。

### 2 用語の定義

- (1) 「参考数量書」とは、公共建築工事積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめたもの（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。
- (2) 「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき算出した数量をいう。
- (3) 「数量基準」とは、公共建築工事積算基準第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (4) 「請負代金内訳書」とは、工事請負契約書第3条に基づき、受注者が提出する内訳書をいう。

### 3 対象工事

本試行の対象は、都市計画局が所管する建築工事で、競争入札に付す設計金額1億円以上の工事のうち、入札公告に「参考数量書に関する質問回答の試行工事」である旨を明示したものとする。

### 4 対象工事である旨の明示等

- (1) 本試行の対象工事である旨の明示は、入札公告への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。
- (2) 上記(1)の記載は、別記1の記載例によるものとする。

### 5 対象工事の実施手続等

- (1) 参考数量書の公開  
発注者は参考数量書を、参考資料として入札参加者に対して公開する。
- (2) 参考数量書に対する質問  
入札参加者は、参考数量書に記載された内容（一式とされた細目を除く。）について疑義が生じた場合は、疑義がある数量を明らかにした上で、質問することができる。  
なお、発注者への質問方法は、設計図書に関する質問と同様に行うものとする。

(3) 質問の受付及び回答

発注者は、参考数量書に対する質問を受け付け、速やかに回答する。また、参考数量書に疑義が認められた場合は、その旨回答し、契約締結後に積算数量に関する協議を行うことを合意するものとする。

(4) 請負代金内訳書の提出

契約締結後に提出する請負代金内訳書は、参考数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に対応する金額を記載したものとする。

(5) 積算数量に関する協議

ア 受注者は、参考数量書に対する回答で積算数量に関する協議を行うことに合意した場合、契約締結後に書面（参考様式）に根拠資料を添えて協議を求めることができる。ただし、当該疑義に係る部分の工事が完了した場合や、契約締結後に生じた積算数量に関する疑義については、協議を求められないものとする。

イ 受注者との協議は、参考数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する請負代金内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

ウ 協議内容は、参考数量書に対する回答で積算数量に関する協議を行うことに合意した部分を対象とし、参考数量書及び請負代金内訳書を基に行うものとする。ただし、参考数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

エ ウの協議の結果、積算数量の見直しに伴い、請負代金額を変更する場合は、工事請負契約書第57条、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

## 6 参考数量書の取扱い

参考数量書は、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料として取り扱う。

なお、参考数量書に記載された積算数量は、積算内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではなく、積算数量に疑義が生じた場合の受注者との協議に用いるものとする。

## 7 施行期日

この要領は、令和元年6月10日から施行する。

(別記1)

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和●年●月●日

京都市長 ●● ●●

#### 1 入札に付する事項

本件は、京都市都市計画局建築工事における参考数量書に関する質問回答の試行の対象工事であり、下記の工事について、契約しようとするものである。

・・・(中略)・・・

#### 4 入札方法等

・・・(中略)・・・

##### (1) 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問がある場合には、「設計図書に関する質問書」(別紙1及び2。様式指定。エクセル(Office2013で扱えること。))のまま添付すること。)を電子メール(メールアドレス chodo@city.kyoto.lg.jp)により下記の提出期限までに提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り、持参又はFAXでの質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、申請書その他入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

本工事は、京都市都市計画局建築工事における参考数量書に関する質問回答の試行の対象工事であることから、設計図書のほか参考数量書に関する質問も受け付ける。詳細は、京都市都市計画局参考数量書に関する質問回答の試行要領による。

・・・(中略)・・・

##### エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

(ア) 質問の締切を過ぎてから契約課に到達したもの

(イ) 指定した様式を用いていないもの

(ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

(エ) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの

・・・(中略)・・・

(キ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

・・・(以下略)・・・

(行財政局財政部契約課)

※上記枠内【注意事項(エ)】本要領では、見え消し表記としているが、入札公告では、見え消しとせず、項目(エ)を全文削除すること。

(参考様式)

参考数量書協議申出書

年 月 日

(宛先) 京都市長

受注者：

京都市都市計画局参考数量書に関する質問回答の試行要領5(5)に基づき、積算数量に関する協議を申し出ます。

記

工事名：

参考数量書

頁	科目	中科目	細目	摘要	当初		変更後	
					数量	単位	数量	単位

※変更後数量の根拠資料を添付してください。